

お 知 ら せ

車両制限令に伴う高さ指定道路について

中日本高速道路株式会社が管理しております道路での『高さ指定道路』についてお知らせします。

なお、通行する際の通行方法（条件）については、別途定められておりますので、当該指定道路を通行する際は通行方法（条件）を遵守して通行して下さい。

記

1. 指定道路 高速道路については『全線高さ指定道路』として指定しております。

一般有料道路については、下記道路を『高さ指定道路』として指定しております。

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| ・ 新湘南バイパス | ・ 箱根新道 | ・ 東富士五湖道路 |
| ・ 西湘バイパス | ・ 西富士道路 | ・ 東海環状自動車道 |
| ・ 小田原厚木道路 | ・ 八王子バイパス | ・ 伊勢湾岸自動車道 |

2. 指定道路内を通行する際の通行方法（条件）

上記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によって通行して下さい。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

なお、料金所を通行する際には十分留意して通行されるよう（特にETCレーン通行時は20km/h以下の速度で通過）、ご理解とご協力をお願いします。